甘楽町広報

昭和42年3月15日　（毎月15日発行）　第88号【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務課企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

3月1日の人口と世帯

世帯数	2,756戸
男	6,794
女	7,169
計	13,963

町税完納組合に次の割合で報酬金がでます。

納期税完納百分の三
年度内完納百分の二
三月末日までには必ず完納して個人の義務をはたしましょう

新議員20人が決まる

投票率は九六・八三%

町議会議員選挙の投票は、二月二十六日に行なわれ、二十五人の候補者をめぐつて町内十二の投票所で、町民ひとりひとりの清き一票が投じられました。開票は、即日中央公民館で行なわれ、その結果二十人の新議会議員が決まり、同日、町の選挙管理委員会から当選証書が交付されました。

当選者は、次のとおりです（氏名、党派、元、前、現、新の区別、住所、職業、年令の順、敬称略）

◎議会議員（届出順）

田村知道・無所属・新・轟・農業・50才

土屋勝・無所属・現・国峰・農業・52才

斉藤兵蔵・無所属・現・秋畑・農業・55才

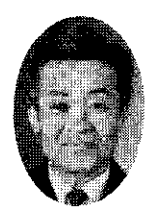
本郷敏夫・無所属・新・福島・農業・49才

富岡武十郎・無所属・新・善慶寺・農業・54才

三木十郎・無所属・新・金井・農業・63才

河原元二・無所属・現・金井・農業・49才

清水留吉・無所属・新・福島・農業・52才

松浦要・無所属・現・小幡・農業・53才

桜井忠一郎・無所属・前・秋畑・観光業・66才

山崎邦太郎・無所属・新・天引・農業・68才

野中真一・無所属・新・白倉・農業・51才

堀口元吉・無所属・前・小幡・金属業・48才

吉田種作・無所属・元・白倉・農業・58才

浅香重信・無所属・新・秋畑・農業・50才

梅沢福次・無所属・新・小幡・会社員・54才

田村伊勢松・無所属・前・秋畑・組合役員・52才

山田光金・無所属・新・小幡・農業・64才

田中芳男・無所属・元・上野・農業・51才

佐俣光郎・無所属・新・白倉・農業・57才

投票率・第二投票所が一位

当日の有権者数は八千四百六十人、投票者数は八千百九十二人で、投票率は九六・九三%です。前回の九七・九五%をわずかに下回わりました。

これを投票所別にみますと別表のとおりで、第二投票所が九・四四%で第一位でした。

県議選は4月15日（土）

正しい一票でよい郷土を

群馬県議会議員選挙は、三月三十一日に告示され、四月十五日（土）がその投票日の予定です。

定数は、県全体で五十四人（甘楽郡から二人）が選出され、任期は四年です。

よい郷土をきづく願いをこめて、清潔な選挙で、私たちの代表にふさわしい、りっぱな人を選びましょう。

候補者をよく見・知ろう

選挙は私たちのしあわせな生活に重大なつながりをもっています。選挙によって、生活に重大なつながりをもつ政治の仕事を議員におまかせするのです。私たちは、自分に与えられている一票に誇りと自覚を持って、候補者をよく見、よく知り、よく判断して自分の信ずるとおり、投票しましょう。

不在者投票は証明書が必要

やむを得ない用務や、病気出産、老衰などのため、投票日に自分で投票所にゆくことのできない人のために、不在者投票の制度があります。

このような人は、選挙の公示の日から投票日の前日までの、午前八時三十分から午後五時までの間に役場で投票することができます。

この場合、投票の不正をなくすために、投票日に投票にゆけないことの証明書が必要になります。

この手続きをよく知らない人は、不在者投票をする前に電話（小幡・4）か有線（三の二）で、町の選挙管理委員会へ問い合わせてください。

◇投票時間

午前七時から午後六時までですが投票所によって時間のくりあげがあります。

◇字がかけないとき◇

自分で書くのが原則ですが字をしらなかったり、手にケガをして書けない場合は、当日係員に申し出てください、かわって書いてくれ、秘密はかたく守られます。

立合演説会

候補者の立会演説会は、当町では四月十日（月）、午後二時から中央公民館で開催されます。候補者を知るもっともよい会ですから、ぜひお出かけください。

◇棄権はやめよう

棄権することは、自ら自分の権利をすてることで、もったいないことです。

私たちの郷土の政治をおまかせする人を、自分で選ぶたいせつな選挙ですから、みんな投票しましょう。

投票所別投票率表

（42年2月26日執行）

投票所	今回の選挙 有権者数	投票者数	投票率	順位	前回 投票率	順位
1	2,494	2,394	95.99	11	96.64	10
2	356	354	99.44	1	97.59	3
3	326	316	96.93	8	97.65	2
4	449	443	98.66	2	96.86	7
5	339	331	97.64	5	97.79	1
6	417	410	98.32	3	96.85	9
7	221	216	97.74	4	97.45	4
8	1,507	1,458	96.75	9	97.21	5
9	927	903	97.41	7	96.86	7
10	242	236	97.52	6	96.00	12
11	583	555	95.20	12	96.41	11
12	599	576	96.16	10	96.98	6
計	8,460	8,192	96.83		96.91	

春の火災に注意しましょう

固定資産の課税台帳縦覧

4月1日～4月20日

固定資産課税台帳の縦覧は4月1日から4月20日までの二十日行ないます。

毎年3月1日から20日まででしたが、ことしは全家屋の評価がえのため延期されたものです縦覧場所は、役場の住民課で、あさ8時30分～午後5時までです。

第一日曜日は家庭の日

毎月第一日曜日は家庭の日です。この家庭の日には次のようなことを行ない、家族そろって、楽しくすごすようにつとめましょう。

○家族が顔をそろえて、明るい家庭づくりのためになるようにつとめる。

○家族が全員顔をそろえることができない家庭でも、つとめて夕食をともにするとか、夕食後を楽しむような計画をもつようにする。

○家庭を明るくするためにいろいろ考えて実行する。

○家族全員が一日をえ顔ですごすようつとめる。

交通事故の被害は届け出に

国保の規則一部改正

国民健康保険法の施行規則の一部が改正され、交通事故等により被害を受けた場合には、かならず保険者（町長）へ届出るようになりました。

これは、給付事由が第三者の行為によって生じた場合には、被保険者の属する世帯の世帯主、または組合員は被害を受けた被保険者の氏名、被害の状況、第三者の氏名、住所を保険者に届け出なければならない。というものです。

▽第三者とは＝国民健康保険の保険者および被保険者である被保険者以外の者をいう第三者は一人だけでなく二人以上の場合もある。

簡易保険料の有利な納入方法

簡易保険の保険料は、月掛集金がたてまえとなっていますが、なにかのつごうで保険料の払い込みが遅れている場合は、とかく失効や解約になりがちで、せっかく加入した保険がその役目を果たさなくなります。これは、加入者自身にとっては大きな損失であるばかりでなく、保険料が予定どおり入ってこないため、事業運営面でもいろいろと支障を生じ、ひいては、加入者全体の共同の利益をそこなうことにもなります。

そこで、こういうことのないよう、郵政省では、三月いっぱいを簡易保険の集金確保の月として、とどこおりなく保険料を払い込んでもらうよう加入者に呼びかけるとともに、次のような有利な保険料割引の利用をすすめています

□前納割引

簡易保険の保険料は月掛けが原則ですが、三か月分以上まとめて前払いしますと、次のように、大幅に割引されますから、たいへん有利です。

(1) 保険料三か月分前納の場合…保険料一か月分の一割相当額を割引。

(2) 保険料六か月分前納の場合…保険料一か月分の五割相当額を割引。

(3) 保険料一か年分を前納の場合…保険料一か月分を割引。

□団体割引

会社、工場、官公庁などの職場や、婦人会、町内会、PTAなど同じ地域の加入者が十五人以上集まって、団体をつくり、代表者が一括して保険料を払い込むと、そのつど保険料の七%を割引くことになっています。この団体割引にも前納割引が通用され、たとえば、三か月分前納すれば八%、六か月分前納すれば十%とさらに高率になります

軽自動車税を免除する

体幹・下肢に障害のあるもの

身体障害者手帳を所持している身体障害者には「軽自動車税」が免除されます。

ただし、体幹、下肢に障害がある者で、その車を自分で所有し、運転している者に限られます。

これは、町の町税の減免に関する規則が改正になり、四十二年度から適用されるものです。免除申請の手続きは、印章、身体障害者手帳、運転免許証を持参のうえ、役場の住民課、または各出張所へ申請することになっています。

申請書の受付期間は四月一日から四月十日までです。

活躍するなら自衛隊です

活躍するなら自衛隊へ。夢があり、希望があり、若いエネルギーが思いきり生かせます。

陸、海、空の自衛官は、国の平和と独立を守る、たいせつな任務をもっています。そのなかに健康な充実した生活があります。

規則正しい団体生活を送り、この間に広い知識と高度な技術を身につけ、りっぱな社会人として成長していくのです。

使命に生きるよろこび、それを教えてくれるのが自衛隊です。胸をはって志願しましょう。

くわしくは、役場住民課へ問い合わせてください。